

資料III－7 WTO政府調達協定及び日本の自主的措置の定める基準額一覧

1. 我が国の基準額一覧（WTO政府調達協定及び日本の自主的措置の定める「基準額」及び「邦貨換算額」）

(単位：万 SDR, 万円)

	WTO 政府調達協定		我が国の自主的措置	
	SDR	邦貨	SDR	邦貨
<中央政府の機関>				
1 物品	10	1,500	10	1,500
2 建設サービス	450	69,000	(注)	(注)
3 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	6,900	(注)	(注)
4 その他のサービス	10	1,500	10	1,500
<地方政府の機関>				
1 物品	20	3,000	(注)	(注)
2 建設サービス	1500	230,000	(注)	(注)
3 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	150	23,000	(注)	(注)
4 その他のサービス	20	3,000	(注)	(注)
<その他の機関>				
1 物品	13	1,900	10	1,500
2 A 群（日本郵政公社を承継した機関を除く）の建設サービス	1500	230,000	(注)	(注)
3 B 群及び日本郵政公社を承継した機関の建設サービス	450	69,000	(注)	(注)
4 建築のためのサービス, エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス	45	6,900	(注)	(注)
5 その他のサービス	13	1,900	10	1,500

(注) : 我が国の自主的措置の対象外（政府調達協定が適用される）。

(適用期間：令和2年4月1日から令和4年3月31日)

2. 基準額の各国比較

(単位：千 S D R)

区分	日本	米国	E U	カナダ	韓国
中央政府					
物品	100	130	130	130	130
サービス	100	130	130	130	130
建設サービス	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000
設計・コンサル ティングサービス	450	130	130	130	130
地方公共団体	都道府県及び 19 政令指定都市	37 州	全地方自治体	13 州	9 道・ソウル・6 市
物品	200	355	200	355	200
サービス	200	355	200	355	200
建設サービス	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000
設計・コンサル ティングサービス	1,500	355	200	355	200
政府関係機関	115 機関		上水道、運輸 エネルギー	10 機関	25 機関
物品	130	25 万米ドル (7 機関) 400 (3 機関)	400	355	400
サービス	130	25 万米ドル (7 機関) 400 (3 機関)	400	355	400
建設サービス	15,000 (日本郵政公社を 承継した機関を除 く A 群に属する機 関) 4,500 (日本郵政公社を 承継した機関と B 群に属する機関)	5,000	5,000	5,000	15,000
設計・コンサル ティングサービス	450	25 万米ドル (7 機関) 400 (3 機関)	400	355	400

(注) 上記の基準額は、「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成 26 年条約第 4 号) の附属書に基づく。